

札幌バレーボール協会チャレンジ・ファンド規程

令和3年6月30日 制定

(設置)

第1条 札幌バレーボール協会では、次に掲げる目的のため、札幌バレーボール協会チャレンジ・ファンド（以下「ファンド」という。）を設置する。

- (1) 札幌協会が主管する全道大会（主に高等学校選手権大会）運営費用
- (2) バレーボールの将来を担う人材育成費用（指導者・小学生等）
- (3) 前2号のほか、理事長が特に認めたもの

（ファンドの積立）

第2条 ファンドは、次に掲げる収入を積み立てるものとする。

- (1) 寄附金
- (2) ファンドにより生じる収入

(管理)

第3条 ファンドに属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 ファンドの運用について、毎年度、寄附者及び理事会に報告しなければならない。

(使用)

第4条 札幌バレーボール協会の各部長は、第1条の目的のため、ファンドの全部又は一部を使用することができる。

2 前項の規定によりファンドを使用する場合は、事業計画を策定し、常任理事会の決定を経なければならない。

(その他)

第5条 このファンドに定めるもののほか、ファンドの管理に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行し、令和3年7月4日から適用することとする。